

<資料 7>

令和3年8月31日
定例記者会見資料

キャッシュレス決済によるポイント還元キャンペーンを実施します

東京都生活応援事業※を活用し、市内消費喚起と市内事業者のキャッシュレス決済等ICT化を支援するため、キャッシュレス決済事業者と連携して、ポイント還元キャンペーンを実施します。

補正額 2億272万円

■目的

東京都生活応援事業※を活用した市内消費喚起とキャッシュレス決済を推進するために実施します

■内容

期間中、市内の対象店舗で特定のキャッシュレス決済を利用して支払いをした場合に、支払金額の最大20%のポイントを還元します。また、中小事業者のキャッシュレス決済導入支援窓口を開設します。

【利用条件等】

- ・1決済あたりの付与上限：1000円相当
- ・期間中の付与上限：5000円相当

■実施期間（ポイント還元キャンペーン期間）

令和3年12月1日（水）から令和3年12月28日（火）

■対象店舗

特定キャッシュレス決済業事業者（1社を選定予定）の市内加盟店

■実施

武蔵野商工会議所（市の補助事業として実施）

■問い合わせ

市民部産業振興課 0422-60-1832

【参考】

《東京都生活応援事業》

新しい日常における住民の生活応援を図るとともに、デジタルの力を活用した地域経済の活性化に向け、区市町村が実施又は補助するキャッシュレス決済によるポイント還元などを行う事業。